

対面式質疑応答（1回目）における質問・意見及び回答

件名 尼崎市新図書館整備等事業に係る実施方針及び要求水準書（案）について

【質問・意見】

No.	書類名称	ページ	項目	質問・意見内容	回答
テーマ①：参加資格要件について					
1	実施方針	P16	第4-2-(1)-イ	同種施設又は類似施設の面積について、「延床面積2,000㎡以上」の規定がありますが、この要件緩和を希望します。	面積要件を緩和する方向で検討します。詳細は募集要項等にて公表します。
2	実施方針	P16	第4-2-(1)-イ	元請負人とはPFIにおけるSPCからの受注も含まれますでしょうか。	PFI事業等におけるSPCから直接受注した実績については、当該要件を満たすものとして認めます。
3	実施方針	P16	第4-2-(1)-イ	実施方針P16【同種施設及び類似施設の定義】の注※1は、令和6年8月31日までに設計業務または～とありますが、令和8年が正でしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項公表時に修正します。
4	実施方針	P21	第4-2-(2)-イ-(7)-②	「②設計法人が設計」Vの場合の記載がありますが、「代表構成員以外のその他の構成員は一級建築士事務所登録をしていること」となっています。また、道路も設計範囲になっており、道路に関する資格は必要でしょうか。公園の維持管理についても、1級造園施工管理技士など資格は不要でしょうか。	DO業務には大井戸公園及び一部周辺道路の設計業務も含まれるため、一級建築士事務所登録されていなくても、建設コンサルタント登録（造園もしくは都市及び地方計画）されている法人であれば、設計Vの構成法人となることができるよう、参加要件を修正します。 また、公園の維持管理については資格要件を設ける予定はございません。
5	実施方針	P21	第4-2-(2)-イ-(7)-①-f	構造設計主任技術者、電気設備設計主任技術者、造園設計主任技術者、道路設計主任技術者と積算主任技術者について、設計法人が再委託する協力企業に所属する者を配置できるとされていますが、その協力企業が他の提案者の協力企業と重複することは可能でしょうか。	重複することは可能です。
テーマ②：管理運営業務等の対象範囲に関する考え方					
7	実施方針	P13	-	実施方針 p13 テーマ②の中に記載の、緑の普及啓発業務とはどのようなものかお教えいただけますか。	本市が別途業務委託を予定している「緑の普及啓発事業」は、現在「緑の相談所及び緑化普及啓発フィールド公園等維持管理業務委託」の枠組みで実施している、市民向けの普及啓発・ボランティア活動支援等を指します。 対象地である大井戸公園における具体例は、次のとおりです。 ・公園の花や生物等の自然にふれあう催し（例：季節の花散策等） ・バラ栽培管理のボランティアグループ（ローズAMA）との協働による活動の企画運営・支援 ・バラ園のサイン（品種ラベル等）に関する普及啓発上の整備 なお、本市が想定する切り分けの考え方は以下のとおりです。 【本事業】 公園全体の維持管理・運営、利用者サービス、安全管理、景観形成、公園の魅力向上等、主として管理運営に係る事業 【別途委託する緑の普及啓発事業】 緑に親しむ機会の創出、市民向け講座・催し、環境学習、ボランティア活動支援など、主として普及啓発・協働推進に係るソフト事業
8	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P3	第3.1(2)	・図書館と公園の一体的な運営が望ましいです。（複数事業者の御意見） ・業務対象範囲が広がると事業に参加するために必要なチーム組成のハードルも格段に上がるため、参画障壁となります。	新図書館と公園の一体的な計画・運営による相乗効果を最大化するため、管理運営業務等の対象範囲を大井戸公園全体とすることとし、要求水準書（管理運営等業務編）を修正します。
9	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P3	第3.1(2)	業務対象範囲を広げると、要求水準書上で維持管理範囲について明確化する必要がある。	要求水準書（管理運営等業務編）を修正し、管理運営の対象範囲をお示しします。
10	-	-	-	バラ園の現状の維持管理についてお教えいただきたい。	バラを健全に保つために水やりや肥料付与、剪定を実施しており、バラ園及び芝生広場保護育成業務において詳細な仕様を定めています。詳細は募集要項等にて公表します。

テーマ③：各業務要求水準内容に関する意見

11	実施方針	P9	第3-4-(3)	質問回答No.15より公募時の光熱水費の提案金額は事業者の提案によるものと読み取りましたが、提案金額の高低が加減点等の評価につながるのでしょうか。それとも、金額だけではなく提案内容を加味したうえで評価いただけるのでしょうか。優先交渉権者選定の評価として、参考見積は定量評価に該当すると思われるが、2030年度以降の管理運営に係るコストは現段階で算定しづらい。	管理運営業務の対価（指定管理料）の参考見積に関する評価方法については、募集要項公表時にお示しします。
12	実施方針	P9	第3-4-(3)	光熱水費は、近年の燃料費の高騰状況から金額を見込むことが難しく事業者にとってリスクと感じております。供用開始3年目以降の光熱水費を精算対象としていただくことを検討いただけないでしょうか。	供用開始3年目以降の光熱水費は精算対象とはしませんが、指定管理料における光熱水費の算出根拠となる単価については、物価スライド条項に基づいて見直す設定とすることを検討しています。詳細は募集要項公表時にお示しします。
13	実施方針	P26	第4-5-(1)-イ-(1)	物価変動対応について、起算日や変動に対する対応を現時点ではどのようにお考えでしょうか。	設計業務及び新図書館開館準備等業務の対価については、スライド条項等を設けることは考えていませんが、想定を超える急激な物価変動等については、「その他記載のない事項については甲乙協議による」という趣旨の条項に基づき、双方協議による価格改定等が可能とする方針です。 また、指定管理料については、スライド条項適用を検討しています。詳細は募集要項公表時にお示しします。
14	要求水準書（設計業務編）（案）	P11	第4-2-(2)-イ	多目的ホールを基本的に1階に設置することとしている意図を教えてください。目的性の高い機能なので、3階などに設ける方が合理的だと思いますが、そうした計画も許容されるでしょうか。	多目的ホールは1階に設けることを基本としている意図は、屋内広場や屋内外中間領域、図書館前広場との一体的な空間活用を可能とすることによる、多様なアクティビティの創出を想定しているものです。 本来は目的性の強い機能であるホールを、無目的性の強い空間と連続的に配置することの効果も期待していますが、建築物の構造上の理由など、上階に設けることが合理的かつ効果的とお考えの場合は、そうしたご提案も可能です。
15	要求水準書（設計業務編）（案）	P13	第4-3-(1)-ア	要求水準書（設計業務編）P13において、工事費の目安を図書館と外構で分けていますが、分ける意図についてご教示ください。	国庫補助申請上の理由などから、新図書館と公園のそれぞれについて事業費の目安を提示しているものです。工事費として想定する金額の目安については、募集要項公表時にお示しします。
16	要求水準書（設計業務編）（案）	P13-P20	第4-3-(1)	要求水準書上は要求諸室について数値で細かく条件づけておらず、柔軟な提案ができると認識しています。諸元表は今後掲載されないという認識で良いでしょうか。また、選定に係る評価基準は公表されることになりませんか。	ご理解のとおりです。事業者選定基準については、募集要項等とあわせて公表します。
17	要求水準書（設計業務編）（案）	P16 P20	第4-3-(1)-エ	ICタグ管理、BDSについて、代替案を提案も可能でしょうか。	ICタグ及びBDSによる管理については、中央図書館の蔵書を含め、市内全蔵書に対して導入予定としているため、基本的には必須と考えています。 もし代替案を提案する場合は、市内全蔵書に対して適用することを前提として、利用者利便や運営上の合理性などの観点から、代替案を採用するメリットを提示してください。
18	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P8	第4-1-(2)-イ	従事するスタッフの司書免許保有者の比率についてお考えがありますか。	要求水準書（管理運営等業務編）に記載のとおり、新図書館の館長については司書資格を求めますが、それ以外の従事者については、事業者の提案に委ねます。 提案内容を実現できる業務実施体制となっていることを求めるものであり、司書保有者の比率が高いことが、必ずしも事業コンセプト実現につながるものではないと考えています。
19	-	-	-	・公園内樹木に関する健全度や基本情報（樹種・高さ・胸高直径・枝張など）の調査については、円滑な設計業務の履行のために、市で事前実施し、設計業務委託契約前に調査結果を貸与して頂くように希望します。（複数事業者の御意見） ・契約後に調査する場合は設計開始までに相応の時間が必要となるため、プロジェクトのスケジュールが遅延することが想定されます。 ・樹木に関する調査は設計法人が行い、出来るだけ早く完了して、存置・撤去に係る計画に反映し、計画を進めることも可能です。（複数事業者の御意見）	御意見として承ります。実施主体や実施時期を検討し、詳細は募集要項等にて公表します。

テーマ④：大井戸公園周辺で実施される予定の関連工事監理業務について					
20	要求水準書（設計業務編）（案）	P33	第5-6	<p>建築設計、外構設計に加え、道路設計の専門企業の参画が必要となり、チーム組成のハードルがあり、参加障壁となるため、道路関連工事の設計は別業務としていただけませんか。</p> <p>公共土木工事の監理者は一般的に発注者であるため、監理方針等は貴市に依るべきと考えます。</p>	<p>道路部分については基本的に市が工事監理を行うこととします。</p> <p>ただし、大井戸公園の北端に隣接する歩道（武庫之荘南部区画第4号線の南側歩道）部分及び南端に隣接する歩道（武庫之荘南部区画第5号線の北側歩道）については工事監理業務の対象とする予定です。詳細は募集要項等でお示します。</p>
21	要求水準書（設計業務編）（案）	P33	第5-6	<p>敷地北側のせせらぎ水路や敷地東側の道路整備等を想定されていると理解しておりますが、どこまでを本業務として実施する必要があるのかについて御確認させてください。また、都市計画法上の申請業務（開発行為）や敷地北側の水路の付け替えについても設計法人の業務範囲に入ることを想定されていますか。</p>	<p>本業務では、大井戸公園とその周辺について一体的な整備を図る観点から、大井戸公園の北側及び南側の歩道について線形を変更することは想定していません。なお、大井戸公園の北側及び南側の歩道については、工事監理業務の対象とし、それ以外の道路については市が監理することを想定しています。</p> <p>また、水路網図で示している北側市道（武庫之荘南区画第4号線）の北側の3-16号指定水路及び同市道南側の4-33号指定水路は、現況暗渠とされている水路であり、廃止予定はありませんが、水路の付け替え等の現位置からの変更は可能です。修景施設であるせせらぎ水路については要求水準書設計業務編（案）の28頁記載のとおり廃止します。</p> <p>なお、都市計画法第29条に基づく開発許可申請は不要です。</p>
22	要求水準書（設計業務編）（案）別紙2	-	-	<p>エントランスエリアに位置付けられている敷地外の道路について、改修する場合は、道路基準に準ずる必要がありますでしょうか。また、この部分に関しては道路管理局と、どこまでの整備が出来るかの協議が必要でしょうか。</p>	<p>要求水準書（設計業務編）（案）別紙2としてお示した道路設計業務特記仕様書に記載の関係法令や諸規則等に基づいた道路基準に準ずる必要がありますが、現状の機能確保が必要と考えています。</p> <p>また、当該部分を含めて道路設計については、道路維持担当が設計協議に参加する予定です。</p>
テーマ⑤：各種制度を適用した提案に関する意向の有無確認・その内容					
23	-	-	-	<p>（民間事業者の個別ノウハウに関わるため、質問・意見は非公表とする）</p>	<p>Park-PFI制度等の活用に係る検討支援業務を新図書館開館準備業務の一部として位置付ける予定です。詳細は募集要項等においてお示します。</p>
テーマ⑥：本事業特性を踏まえた提案余地・評価ポイントに関する考え方					
24	-	-	-	<p>大井戸公園の整備について、どのような評価方法となりますか。</p>	<p>大井戸公園は、バラ園や遊具広場、グラウンド、古墳等があるなど特徴に富んだ公園であり、その特徴も活かしながら、新図書館との連携を意識した整備が必要であると考えています。詳細は募集要項等とあわせて公表予定の事業者選定基準においてお示します。</p>
25	-	-	-	<p>（民間事業者の個別ノウハウに関わるため、その他質問・意見は非公表とする）</p>	<p>各社の御意見を踏まえて、事業者選定基準を検討します。詳細は募集要項等とあわせて公表します。</p>

テーマ⑦：その他					
26	実施方針 (質問回答 No22)	P9	第3-4-(3)	光熱水費は事業者負担とあり、「供用開始3年目以降も貴市の負担としていただくことをご検討いただけないでしょうか。」との質問に「御意見として承ります」と回答をされておりますが、水光熱費の社会的要因による高騰が発生した場合、増加分については市の負担でよろしいでしょうか。	No.12の回答を参照してください。
27	実施方針	P22	第4-2-(2)-イ-(1)- ②-b	・実施方針の記載：管理運営代表構成員が負担する債務について 実施方針（P.22）に「管理運営代表構成員は、管理運営法人が行う業務に関する全債務を負担する」と記載されていますが、JV（共同企業体）の一般的な法的性質及び国土交通省が示す共同企業体の運営指針に照らして、過大であると考えます。	当該部分の記載は、あくまでJVが対外的に負う連帯債務について規定しているものであり、いかなる場合でも代表企業が全債務を負うことを強いる趣旨ではありません。一般的には構成企業同士の協定等により内部分担されると認識しており、発注者は代表企業に求償することが基本になりますが、代表構成員は、他の構成員に対して内部分担割合に基づく求償（内部弁済）を行うのが通常の運用と認識しています。
28	実施方針別紙4 (質問・意見回 答書No.64)	—	番号4（法令変更 リスク)	本業務に直接関係する法令変更、新たな規制立法の成立は市のリスクとなりますが、維持管理において、法制度の変更及び各行政機関の指導や法解釈の変更により、新たに実施が必要となった点検費用の負担も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	市・事業者双方において予期することが難しいため、そのような事態が発生した場合は実施方針別紙4「設計業務・管理運営等業務に関するリスク分担保（案）」の「※1」に記載する内容に準ずる対応とします。
29	実施方針別紙4 (質問・意見回 答書No.68)	—	番号48（施設・ 設備・備品等の損 傷等リスク)	第三者の責めに帰すべき事由によるもので、小規模かつ相手方特定が困難な場合は事業者負担となりますが、事業者で本リスクの費用を想定するのは困難なため、本リスクは市の負担としていただけないでしょうか。 事業者リスクとなりますと、発生するかわからない費用を見込む必要があり、入札金額が膨らみます。	基本的には普管注意義務の範疇であると認識しているため、リスク分担を変更する予定はありませんが、一般的に想定される施設・設備損傷等を越える負担が発生した場合は、実施方針別紙4「設計業務・管理運営等業務に関するリスク分担保（案）」の番号49に該当するかどうかを含め、市と事業者との間で協議を行うこととなる想定です。
30	要求水準書（設 計業務編） (案)	P12	第4-2-(8)-ウ	建築物の木質化についてはどのように検討していますか。	本市の公共施設設備の基本的な方針として、付加価値や効果等が高いと考えられる内装の木質化を中心に推進していますが、必須条件とはしていません。一方で、ZEB-Ready基準を満足することを求めており、そういった意味で木質化も関連すると考えています。
31	要求水準書（設 計業務編） (案)	P19	第4-3-(1)	現時点でカフェ事業者誘致可能か不透明な状況で、カフェ事業者によって使用する設備・什器が異なる可能性があります。現時点でカフェ専用スペースの設備・什器についても考慮した提案が必要となると、提案の柔軟性が失われると懸念します。	御意見として承ります。 なお、カフェ等の専用スペースに設ける設備・什器については、事業者の負担とする想定です。詳細は募集要項等においてお示しします。
32	要求水準書（設 計業務編） (案) (質問・意見回 答書No.100)	P23	第4-3-(3)-イ-(1)	質問No.100について、多目的ホールに舞台装置を想定されると回答があるが、音響・照明設備等などの最低限必要なものはありますか。	多目的ホールについては、本事業のコンセプトを踏まえ、一般的な公共の市民交流施設等に設けられるもの以上に、民間のノウハウを活かしたものとすることを想定しているため、具体的な仕様等は提案に委ねる方針です。
33	要求水準書（設 計業務編） (案)	P27	第4-4-(2)-ウ-(7)	南東角の公園出入口は高低差があり、かつ石積みで入り組んでいる現状、バリアフリー化改修をするにあたり、石積みを撤去することは可能でしょうか。	バリアフリー化を目的とした改修のための撤去は可能です。
34	要求水準書（設 計業務編） (案)	P28	第4-4-(2)-エ-(7)	誰もが楽しめる空間にあったバラ園を再編した後に、品種や数量が足りない場合は、南東角部のバラ園やその他に配置することは可能でしょうか。	現在の場所から他の場所へバラを移設すること等によるバラ園の再編は可能です。植え替えが必要なバラについては、現状の品種を維持することが基本となりますが、魅力的向上につながるようなものであれば、その他の品種とする提案も可能です。
35	要求水準書（設 計業務編） (案)	P28	第4-4-(2)-オ	遊具広場の人研ぎ滑台について、存置とすることも可能でしょうか。撤去を基本とするのでしょうか。	基本的には残置することで検討しています。大きな配置変更や高低差を解消するような改修等は想定していません。一方で、現在の遊具の安全基準を満たしているかどうかについては市で別途確認します。
36	要求水準書（設 計業務編） (案)	P28	第4-4-(2)-オ-(1)	鉄棒・スプリング遊具の撤去可能と記載がありますが、砂場も撤去可能でしょうか。	砂場も撤去可能です。
37	要求水準書（設 計業務編） (案)	P28	第4-4-(2)-オ-(1)	遊具広場付近の藤棚2ヶ所撤去と記載がありますが、上段に設置されている藤棚のことでしょうか。具体的な場所の明示をお願い致します。	ご理解のとおりです。
38	要求水準書（設 計業務編） (案)	P28	第4-4-(2)-ク-(1)	移動等円滑化整備ガイドラインを満たすよう、グラウンドから南西エントランスにつながる園路の線形を変更することは可能でしょうか。	水路橋の架け替えまでは想定していませんが、それ以外の提案で園路の線形を変更させることは可能です。
39	要求水準書（設 計業務編） (案)	P28	第4-4-(2)-ク	北側せせらぎ部分の既存樹林の法面が崩壊しているが、その改修も提案に含んでもよろしいでしょうか。	事業者提案に含むことは可能です。

40	要求水準書（設計業務編）（案）	P28	第4-4-(2)-ケ-(7)	北側の既存のせせらぎ水路を撤去と共に四阿も撤去するというのでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書（設計業務編）（案）	P29	第4-4-(2)-サ-(7)	駐車場の整備について、必要台数や整備箇所はどのようにお考えでしょうか。	利用者の大部分が徒歩・自転車・公共交通機関により来館することを想定しているため、事業者提案により駐車場を設ける場合でも、最大で20台分程度の規模とすることを想定しています。また、公園の現況地形（起伏等）を大幅に変更する改修は想定していないため、駐車場の整備可能範囲は「新図書館エリア」に限定したいと考えており、要求水準書（設計業務編）を修正し、その旨を明記する方針です。詳細は募集要項公表時にお示しします。
42	要求水準書（設計業務編）（案）	P29	第4-4-(2)-ス	管理事務所及び倉庫に必要な面積の具体的な数値はありますでしょうか。	面積については、管理事務所は現状と同じ規模（12㎡程度）、倉庫は40㎡程度を想定していますが、公園の整備内容等を踏まえた必要規模についての提案を求めます。
43	要求水準書（設計業務編）（案）	P29	第4-4-(2)-ス-(7)	倉庫は公園維持管理に必要な用具・物品を収納するということでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P4	第3-1-(3)	大井戸公園の管理事務所等の有人施設の休業日は年末年始とし、開設時間は午前8時から午後5時までと記載がありますが、午前8時からとしている意図をご教示ください。	公園管理事務所は、新図書館の同一棟内に設ける提案も可能としており、その場合は新図書館の開館時間とあわせる運用も考えられることから、公園の維持管理や許可手続等の事務に必要な時間帯を、事業者提案に基づいて協議して決定したいと考えているため、要求水準書の記載を修正します。詳細は募集要項公表時にお示しします。
45	要求水準書（管理運営等業務編）（案） （質問・意見回答書No.122）	P8	—	第三者に及ぼした損害の賠償も代表企業が連帯すると回答がありましたが、JVでは業務分担により各社の業務範囲が決まっているため、代表企業は他社で請け負っている業務に対するの請負賠償責任保険が付保できません。帰責者負担を原則として、代表企業がすべての債務を連帯しないよう再度検討頂けませんでしょうか。	No.27の回答を参照してください。 御質問の損害賠償の債務を含め、JVの構成員が市に対して負っている債務について、代表構成員は連帯して債務を負担頂くこととなります。
46	要求水準書（管理運営等業務編）（案） （質問・意見回答書No.123）	P8	—	担当する業務の兼務は可ですが、同一業務における実施責任者と主担当者の兼務は不可と回答されていますが、どの組み合わせが可・不可なのか確認をしたい。（担当業務例：管理運営等統括責任者、館長、副館長、運営業務責任者、運営業務担当者、維持管理業務責任者、建物維持管理担当者、公園維持管理担当者等）	担当業務例として御質問いただいておりますが、組み合わせによる可・不可はございません（管理運営等統括責任者、館長等の役職者の兼務可否については、書面記載の通りです）。「担当する業務の兼務は可ですが、同一業務における実施責任者と主担当者の兼務は不可」との回答の趣旨は、一の業務に関して従事される職員が単独となることを防止し、業務継続性リスクを軽減することが趣旨となります。
47	要求水準書（管理運営等業務編）（案） （質問・意見回答書No.128）	P14	第5-1-(2)-ア	新テレビの整備手法や北図書館跡地等活用方策の検討の質問に対してご回答をいただいておりますが、どのような協力が必要なのか再確認させてください。	新テレビの整備手法を含め、現施設の跡地活用方策については、新図書館開館準備等業務の中で策定する管理運営基本・実施計画において、重要項目として整理していくことを想定しており、そのための事業手法の提案や、事業成立可能性検討などに関する支援をしていただく業務として想定しています。 なお、別途、跡地活用に係る基本計画等を成果物として提出していただくようなことは想定していません。
48	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P14	第5-1-(2)-ア	新テレビについて、活用方法・整備手法の提案が含まれている基本計画等の成果物の提出が必要という想定でしょうか。	No.47の回答を参照してください。 新テレビの整備方針は市で決定しますが、その決定に至る支援をしていただく想定です。
49	要求水準書（管理運営等業務編）（案） （質問・意見回答書No.157）	P24	第5-2-(3)-ア-(7)	施設設備維持管理業務実施要領は既存図書館の設備・内部仕上げ等に基づいて作成されている資料だと思われます。新図書館では全く違う設備や内部仕上げとなる可能性があります。施設設備維持管理業務実施要領は参考としていただき、点検方法や頻度、維持管理実施体制は事業者の提案としていただけないでしょうか。	御意見として承ります。
50	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P24	第5-2-(3)-ア-(7)	施設の維持管理について、外壁の全面打診調査は含まれますか。法定の年数は建築後10年ですが、15年程度で実施する大規模修繕とあわせて行うことが多い認識です。本プロポーザルでは、指定管理の期間が最大で建築後10年目までの設定となっていますが、当該期間内で実施する必要があるでしょうか。	外壁前面打診調査の実施時期については、募集要項等にて公表します。
51	要求水準書（管理運営等業務編）（案） （質問・意見回答書No.171）	P32	第5-(4)-オ-⑦⑧	要求水準書別紙1施設設備維持管理業務実施要領「ごみの収集運搬業務仕様書」に記載されている「2収集及び運搬回数」には、燃やすごみの年間排出推定重量1,800kgと記載がありますが、剪定枝や枯損木の重量は含まれているのでしょうか。	当該部分は新図書館において発生するごみに関して記載しているものであり、剪定枝や枯死木等は含まれていませんので、その旨明記する修正を行います。 なお、公園維持管理作業の処分量（実績）は25,790kg/年になります。
52	要求水準書（管理運営等業務編）（案）別紙1	P49	警備業務	警報装置による警備が求められていますが、警備業者の選定は本事業の範囲との認識でよろしいでしょうか。その場合、配線及び機器の設置はDO事業者が行い、配管に関しては施工業務に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。ただし、ご提案及び設計委託業務開始後の設計検討において、選定予定の警備業者でなければ活用困難な警備設備配管仕様となることのないよう、汎用化に努めていただくことを前提とします。

53	要求水準書（管理運営等業務編）（案）別紙1	-	警備業務	警備設備について、当初設計における想定と異なる企業の設備を建設時点で入れた場合、運営管理費にも影響が生じるため、必要経費の想定が困難です。	警備設備に関する部分に限らず、指定管理料については管理運営実施計画の策定過程において精査することとなります。本プロポーザルにおける提案段階では、現時点での想定に基づき参考見積書を作成してください。
54	-	-	-	対話の機会をもう1度設けていただきたいです。	公平性の観点から設ける予定はありません。募集要項の公表後に書面形式・対面形式での質疑応答を行う予定としています。
55	-	-	-	現北図書館の施設見学を公式に実施される予定はありますか。	現施設の現地見学は実施する方向です。詳細は募集要項等にてお示します。